



2021 年 9 月 8 日

「LT 会」会報第 21-11 号（総 221 号）

LT グループ

米贈収賄規制厳格化への対応について

日経新聞（9 月 6 日朝刊）によれば、米国において海外腐敗行為防止法（FCPA）の運営が厳格化されるとの警戒感が高まっています。同法は米国内に限らず外国公務員への贈賄を禁じるものであり、贈賄取引のなかでわずかでも米国が関わっているならば当局に摘発され制裁金を課されることになります。同法で摘発された場合、多額の制裁金を課されたうえ、企業イメージを大きく損ね、企業の存続に関わる問題となります。日本企業においても定期的監査（年度会計監査ではなく、内部統制監査）の実施、内部通報窓口の設置等、平時からの対策が求められています。今回の会報では、外国公務員贈賄防止法の状況や対策について見て参ります。

1. 米国海外腐敗行為防止法（FCPA）とは

FCPA は、外国公務員への贈賄を罰する法律であり、米国外での贈賄も摘発の対象となるとともに特徴があります。贈賄取引に米国金融機関の口座が使われるなど少しでも米国と関連があれば対象とされます。日本企業においてもパナソニックが米子会社の中東での汚職で摘発され、2018 年に 310 億円の制裁金支払いに合意した例などがあります。バイデン政権下では 6 月に初執行があり、コロナウイルス禍で停滞していた動きが再開されたとみられています。

2. 日本政府の対応

日本においても 1998 年に不正競争防止法上に外国公務員贈賄罪が創設されており、摘発された事例もあります。一方、政府は外国公務員贈賄防止のために企業が取べき措置をまとめた「外国公務員贈賄防止指針」を公表しており、2021 年 5 月に改訂版を発表しています。今回改訂では新たに「ファシリテーション・ペイメント（FP）」と呼ばれる現地公務員の裁量のない通常業務に対する少額支払いを原則禁止とすることを社内規定に明記することを求めています。また、同指針では企業の外国公務員贈賄防止のための社内通報窓口や相談窓口の設置等を求めており、外部専門家の活用を推奨しています。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/index.html

3. 弊社監査体制強化のご案内

経済活動に再開の兆しがみられるなか、企業が外国公務員と接触する機会も増えることが予想されます。不正防止のため、企業の内部統制強化は待ったなしの状況になっていると言えます。弊社ではこうしたニーズに迅速に応えるべく、この度内部統制監査部門を部として独立させ、専任者を増強いたしました。同時に実績のある外部協力事業者と監査業務で協業し、OJT を通じた人材育成にも取り組んでおります。今後とも監査対応能力を拡充し、ご期待にお応えして参ります。

以上